

EU公益通報者保護指令（2019年12月施行）の概要

第1章 範囲、定義及び保護の条件

第1条（目的）

：EU 法違反を通報する者を保護するEU 共通の最低基準を定めることにより、EU 法の執行を強化することを目的とする。

第2条（適用範囲）

：公共調達、金融サービス、マネーロンダリング・テロ資金調達の防止、製品・輸送の安全性、環境保護、放射線防護及び原子力安全、食品・飼料の安全性、動物の健康及び福祉、公衆衛生、消費者保護、プライバシー及び個人データの保護等の分野に関する違反の他、競争や補助金に関するEU規則の違反、法人税に関する規則違反等を対象としている。この指令は加盟国が国内法の下で保護を拡大する権限には影響を及ぼさない。

第3条（国内規定等との関係）

：特定の分野のEU の法令において違反の通報に関する特別規定がある場合には、当該規定が適用される。この指令は、国家安全保障を確保する加盟国の責任又はその本質的な安全保障上の利益を保護する加盟国の権限に影響を与えない。特に、防衛又は安全保障の側面を含む調達に関する規定違反の通報には、原則、適用されない。機密情報の保護、法律専門職・医療専門職の秘匿特権の保護、司法審議に秘密保持、刑事手続に関する規定に関連するEU法又は国内法の適用に影響を与えない。

第4条（人的適用範囲）

：公益通報者保護指令は、民間部門または公的部門に勤務し、少なくとも以下を含む業務に関連した違反に関する情報を取得した通報者に適用する。労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者、公務員等を含む）のほか、自営業者、株主、役員、ボランティア、研修生、請負・下請企業等の指揮下にある者、退職者など過去に業務上の関係があった者、採用段階にあるなど業務上の関係が始まる前の者等も含まれる。
また、通報に際し、通報者を援助する者や通報者の同僚・親族、通報者が勤める先等は、適切な場合には、公益通報者保護指令が通報者に与える保護措置が適用される。

第5条（定義）

：「通報者」とは、現在もしくは過去に業務関連の活動で入手したEU法の違反に関する情報（実際に発生し、もしくは発生する可能性の非常に高い違反についての合理的な疑いを含む情報等）を通報する自然人をいう。

「通報」には、「内部通報」、「外部通報」、「公開」の3種類がある。「内部通報」とは、通報者が所属する組織内で違反に関する情報を伝達すること、「外部通報」とは、違反に関する情報を所轄官庁に伝達すること、「公開」とは、オンラインプラットフォームやSNSを通じて、又は報道機関等へ違反に関する情報を提供し公に利用可能にすることをいう。

「報復」とは、業務関連で発生し、内部通報、外部通報又は公開によって引き起こされ、通報者に不利益をもたらし、又はもたらす可能性のある、直接的若しくは間接的な行為又は不作為をいい、例えば停職・降格・転勤・減給・研修参加の停止、一時雇用契約の更新不履行等をいう。

第6条（通報者保護の条件）

：通報者は、通報時点で通報内容を真実であると信じるに足る合理的な理由があり、かつ、この指令に定める内部通報、外部通報又は公開したことを条件に、この指令の下で保護を受ける資格を有する。

第2章 内部通報及びフォローアップ

第7条（内部通報経路を通じた通報）

：違反に関する情報は内部通報経路及び手続を通じて通報することができる。違反が内部で効果的に対処でき、かつ、通報者に報復の危険がないと考える場合には、外部通報経路を通じて通報する前に、内部通報経路を通じて通報するよう奨励しなければならない。

第8条（内部通報経路の確立義務）

：民間部門又は公共部門の法人（民間部門の法人については労働者50人以上）は、労使団体との協議及び合意の後に、内部通報及びフォローアップのための経路及び手続を定めなければならない。労働者数が50人から249人までの民間部門の法人は、通報の受領及び実施される調査に関して資源を共有することができる。

第9条（内部通報及びフォローアップ）

：第8条の手続には、通報者及び通報で言及された第三者

プの手続)

の身元の秘密が保護され、権限のない職員によるアクセスが防止される安全な内部通報経路の設置、通報受領後7日以内の受領通知、通報内容をフォローアップする公平な担当者又は部署の指定、入念なフォローアップの実施、通報受領通知から3か月以内の通報者へのフィードバック等が含まなければならない。

第3章 外部通報及びフォローアップ

第10条 (外部通報経路を通じた通報)

: 通報者は、内部通報を行わず直接外部通報を行うことも可である。

第11条 (外部通報経路の確立及び通報のフォローアップの義務)

: 通報を受領しフィードバック及びフォローアップの権限を有する所轄の官庁を指定し、適切な資源を提供しなければならない。所轄官庁は、通報を受領する外部通報経路の設置、通報受領後7日以内の受領通知、入念なフォローアップ、3か月以内のフィードバックの提供、調査の最終結果の通報者への通知、必要に応じ適切なEU 機関等への情報の伝達を行わなければならない。なお、通報内容の査定後、違反が明らかに軽微である場合や新たな情報が含まれていない通報が繰り返される場合等には、所轄官庁は、フォローアップ不要又は手続終了とすることができる。この場合、所轄官庁はその理由を通報者に通知しなければならない。

第12条 (外部通報経路の設計)

: 所轄官庁が通報対応の担当職員を指定するようにしなければならない。当該職員は通報対応に特化した研修を受けなければならない。外部通報経路は、情報の機密性等を確保し、権限のない職員による情報へのアクセスを防止するように設計され、情報を永続性のある形で保存できるものでなければならない。

第13条 (通報の受領及びフォローアップに関する情報)

: 所轄官庁が、ウェブサイト上の、容易に識別及びアクセスが可能な場所に、この指令の下で保護の対象となるための条件や外部通報経路の連絡先の詳細、フィードバックを提供する期限等の情報を公表するようにしなければならない。

第14条 (所轄官庁による手続の見直し)

: 所轄官庁が、通報の受領手続及びフォローアップを定期的に、かつ、少なくとも3年に1回は見直すようにしな

なければならない。

第4章 公開

第15条 (公開)

：公開は、次のいずれかの条件を満たす場合に保護される。

①通報者が内部通報の後に外部通報を行い、又は内部通報を経ずに直接外部通報を行ったにもかかわらず、所定の期間内に適切な対応がなされなかった場合。

②取り返しのつかない損害のリスク等、公益に切迫した、若しくは明白な危険がある場合、又は、証拠隠滅や当局による違反への加担の可能性がある等、外部通報では通報者に報復の危険があり、又は違反が効果的に対処される見込みが低いと合理的に信じる理由がある場合。

公開の要件は、通報者が、表現や情報の自由との関係で保護を受けられる制度を構築する国の特別規定に従って直接情報を開示した場合には適用されない。

第5章 内部通報及び外部通報に適用される規定

第16条 (守秘義務)

：通報を受領し、フォローアップを行う職員以外の者に、通報を行った通報者の同意なく、通報者の身元が開示されることがないようにしなければならない。

第17条 (個人データの処理)

：個人データは、一般データ保護規則等の規定に従って取り扱わなければならない。

第18条 (通報の記録)

：民間部門及び公共部門の法人及び所轄官庁が、受領した全ての通報の記録を保持するようにしなければならない。

第6章 保護措置

第19条 (報復の禁止)

：特に、以下の形態を含む通報者への報復、報復の脅し及び報復の試みを禁止するための措置を講じなければならない。

- (a) 停職処分、レイオフ、解雇又はこれらに類するもの
- (b) 降格処分又は昇格の留保
- (c) 職掌の変更、勤務地の変更、減給処分又は労働時間の変更
- (d) 研修の留保
- (e) 勤務評定又は経歴推薦状における否定的な評価
- (f) 金銭的懲罰を含む全ての懲戒処分、けん責処分その他の懲罰の賦課又は執行
- (g) 脅迫、威迫、ハラスメント又は排他的措置
- (h) 差別的、不利益又は不公平な接遇
- (i) 労働者が法律上行われることを期待し得る、有期雇用の無期転換の不履行
- (j) 期限の定めのある労働契約の更新拒絶又は早期終了
- (k) 侵害行為（当該人物の評判に対するものを含み、特にソーシャルメディアにおけるもの）、経済的損失（機会損失及び収入の減少を含む）を与える行為
- (l) セクター又は産業における公式又は非公式の合意に基づくブラックリスト化であって、通報者が将来当該セクター又は産業において就労できなくなる性質のもの
- (m) 物又はサービスの契約の早期終了又は解除
- (n) ライセンス又は許可の解除
- (o) 精神科又は医療機関の受診勧告

第20条（支援措置）

- ： 加盟国は、第4条にいう者が適宜、特に次のような支援措置を利用できるようにしなければならない。
- (a) 利用可能な手続及び救済、報復からの保護並びに関係者の権利に関する、公衆が容易にアクセスすることができ、かつ、無償で、包括的かつ独立した情報及び助言
 - (b) 国内法に規定されている場合には、本指令に基づく保護に適格であることの証明を含む、報復からの保護に関係する当局に対する権限のある当局からの効果的な支援
 - (c) 指令(EU)2016/1919 及び欧州議会及び理事会指令2008/52/EC (48)に基づく刑事手続及び国境を越えた民事手続における法的支援、並びに、国内法に基づく、更なる手続における法的支援及び法律相談その他の法的支援

加盟国は、法的手続の枠組みにおいて、通報者に対する経済的支援および心理的支援を含む支援措置を提供することができる。本条にいう支援措置は、適宜、情報センター又は単一かつ明確に識別された独立の行政機関によって提供することができる。

第21条（報復からの保護措置）

- ：①通報者は、通報が違反を明らかにするために必要であると信じるに足る合理的な理由がある場合には、情報の開示に関する制限に違反したとはみなされず、いかなる種類の責任も負わない。
- ②通報のための証拠となる情報の収集行為は、それ自体が犯罪となる場合を除いて免責される。
- ③通報者の範囲に含まれる者には、法的手続の解決までの間の暫定的な救済を含め、国内法に基づき報復行為に対する適切な救済措置へのアクセスが与えられなければならない。
- ④通報者が受けた不利益取扱いに関する訴訟又はその他の当局の手続きにおいて、通報者が報告又は公開を行った事実及び不利益取扱いを受けた事実を立証したことを条件として、不利益取扱いは報告又は公開への報復として行われたものと推定（presume）される。この場合、不利益取扱いの措置を行った者は、当該措置が正当な理由に基づくものであることを立証しなければならない。。
- ⑤通報者は、名誉毀損、秘密保持違反、企業秘密開示、損害賠償を含む司法手続において、通報を行ったことについていかなる責任も負わず、当該訴訟の却下を求める権利を有する。
- ⑥EU 公益通報者保護指令に適合する通報・開示であれば、「未公開のノウハウ及びビジネス情報（営業秘密）の不法な取得、使用及び開示に対する保護に関する指令（EU 指令 2016/943）」上も適法とみなされる。
- ⑦第4条の通報者が被った損害に対して救済及び完全な補償が提供されるよう必要な措置を講ずるようしなければならない。
- ⑧報告または開示に無関係な、あるいは本指令に従った違反を明らかにするために必要でない作為または不作為に起因する、通報者のその他の責任の可能性は、引き続き、適用される欧州連合法または国内法に準拠するもの

とする。

第22条（関係者保護のための措置）

：通報される側である関係者の保護に関して、関係者が救済や公正な裁判の権利等を享受できるようにし、通報によって引き起こされた調査が進行中である限り、関係者の身元が保護されるようにしなければならない。

第23条（罰則）

：通報の妨害又は妨害の試み、通報者への報復及び濫用的訴訟、通報者の身元に関する守秘義務違反の場合に適用される効果的、比例的、かつ抑制的な自然人及び法人に対する罰則を規定しなければならない。

また、通報者が故意に虚偽の通報や公開を行った場合の罰則を規定しなければならない。また、国内法に従い、そのような通報または公開に起因する損害を賠償するための措置を規定しなければならない。

第24条（権利及び救済の非放棄）

：この指令の下で規定される権利及び救済が、雇用に関するいかなる合意、方針、形態又は条件によっても放棄し、又は制限されないようにしなければならない。

第7章 末尾規定

第25条（より有利な取扱い及び後退禁止）

：加盟国は、公益通報者保護指令に定める規定を上回る保護を通報者に与えることができる。同指令の規定は、既存の保護水準を引き下げる理由として利用されてはならない。

第26条（国内規定への置換及び移行期間）

：加盟国は、2021年12月17日までにこの指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を施行しなければならない。

上記の適用除外として、労働者数50人以上249人以下の民間部門の法人に関して、加盟国は2023年12月17日までに、第8条3項に基づく内部報告経路の確立義務を遵守するために必要な法律、規則および行政規定を発効させなければならない。

第27条（報告、評価及び見直し）

：加盟国は、この指令の実施及び適用に関する全ての関連情報を委員会に提供しなければならない。提供された情報に基づき、委員会は、2023年12月17日までに、この指令の実施及び適用に関する報告書を欧州議会及び理

事に提出しなければならない。

欧州委員会は、2025年12月17日までに、提出された報告書および加盟国の統計を考慮して、欧州議会および理事会に対し、本指令を適用する国内法の影響を評価する報告書を提出するものとする。報告書は、本指令がどのように機能しているかを評価し、適切な場合には、本指令の適用範囲を、さらなる欧州連合法又は分野、特に、労働者の健康と安全、労働条件の保護のための労働環境の改善にまで広げるための改正を含む、追加措置の必要性を検討するものとする。

第28条（施行）

：この指令は、EU 官報における公布日の翌日から起算して20 日目に施行される。

第29条（宛先）

：この指令は、加盟国を名宛人とする。

本資料は、消費者庁の責任において作成したものであり、内容について EU 及びその加盟国の承認を得たものではない。また、本資料は公益通報者保護制度検討会の参考資料として使用するために作成されたものであり、それ以外の目的による使用について、消費者庁は何ら責任を負うものではない。